第百七十三条から第百七十五条までを次のように改める。

第百七十三条から第百七十五条まで　削除

第百八十二条第一項を次のように改める。

質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第百八十二条第二項から第四項までを削る。

第百八十三条を次のように改める。

（構造検定の方法）

第百八十三条　質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第二百四条の見出しを「（器差検定の方法）」に改め、同条第一項を次のように改める。

質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第二百四条第二項から第七項までを削る。

第二百五条から第二百十条までを次のように改める。

第二百五条から第二百十条まで　削除

第二百十一条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第二百十一条　質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第二百十一条の二を削る。

第二百十二条を次のように改める。

（使用公差）

第二百十二条　質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第二百十三条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第二百十三条　質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第二百十四条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第二百十四条　質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一　非自動はかり　日本工業規格Ｂ七六一一―二（二〇一五）

二　分銅等　日本工業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

第二百十四条の二を削る。

第四百三十五条を次のように改める。

（表記）

第四百三十五条　ガスメーターの表記事項は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百三十六条を次のように改める。

（材質）

第四百三十六条　ガスメーターに使用する合成ゴムの膜の材質は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百三十七条の見出しを「（性能）」に改め、同条第一項を次のように改める。

ガスメーターの性能は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百三十七条第二項及び第三項を削る。

第四百三十八条から第四百五十六条までを次のように改める。

第四百三十八条から第四百五十六条まで　削除

第四百五十七条第一項を次のように改める。

ガスメーターの検定公差は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百五十七条第二項から第四項までを削る。

第四百五十八条の見出しを「（構造検定の方法）」に改め、同条第一項を次のように改める。

ガスメーターの構造検定の方法は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百五十八条第二項を削る。

第四百五十九条から第四百六十七条までを次のように改める。

第四百五十九条から第四百六十七条まで　削除

第四百六十八条第一項を次のように改める。

ガスメーターの器差検定の方法は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百六十八条第二項から第四項までを削る。

第四百六十九条から第四百七十一条までを次のように改める。

第四百六十九条から第四百七十一条まで　削除

第四百七十二条を次のように改める。

（性能に係る技術上の基準）

第四百七十二条　ガスメーターの性能に係る技術上の基準は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百七十三条第一項を次のように改める。

ガスメーターの使用公差は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百七十三条第二項を削る。

第四百七十四条を次のように改める。

（性能に関する検査の方法）

第四百七十四条　ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第四百七十五条を次のように改める。

第四百七十五条　削除

第四百七十六条を次のように改める。

（器差検査の方法）

第四百七十六条　ガスメーターの器差検査の方法は、日本工業規格Ｂ八五七一（二〇一五）附属書による。

第六百二十条から第六百五十二条中「（二〇一〇）積算熱量計附属書」を「（二〇一四）附属書」に改める。

第八百十四条第一項を次のように改める。

騒音計の表記事項は、日本工業規格Ｃ一五一六（二〇一四）による。

第八百十四条第二項及び第三項を削る。